

令和 5 年 第 3 回

八千代市議会定例会議案

八 千 代 市

目 次

議案第 1 号	八千代市子ども支援センターすてっぷ 2 1 の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1 頁
議案第 2 号	八千代市学童保育条例の一部を改正する条例の制定について	3 頁
議案第 3 号	八千代市児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	5 頁
議案第 4 号	八千代市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	7 頁
議案第 5 号	八千代市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	9 頁
議案第 6 号	決算認定について	1 3 頁
議案第 7 号	八千代市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	1 5 頁
議案第 8 号	八千代市公共下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	1 7 頁
議案第 9 号	令和 5 年度八千代市一般会計補正予算 (第 6 号)	1 9 頁
議案第 10 号	令和 5 年度八千代市一般会計補正予算 (第 7 号)	1 9 頁
議案第 11 号	令和 5 年度八千代市介護保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)	1 9 頁
議案第 12 号	令和 5 年度八千代市墓地事業特別会計補正予算 (第 1 号)	1 9 頁
議案第 13 号	専決処分の承認を求めることについて (令和 5 年度八千代市水道事業会計補正予算 (第 1 号))	2 1 頁
議案第 14 号	専決処分の承認を求めることについて (令和 5 年度八千代市公共下水道事業会計補正予算 (第 1 号))	2 3 頁
議案第 15 号	契約の締結について (八千代市中央図書館自動出納書庫整備工事)	2 5 頁
議案第 16 号	契約の締結について	

	((仮称) 八千代市児童発達支援センター・すてっぷ2 1 大和田複合施設建設 (電気設備) 工事)	27頁
議案第17号	議決事件の一部変更について (八千代市立小中学校普通・特別教室等空調設備整備P FI事業)	29頁
議案第18号	議決事件の一部変更について ((仮称) 八千代市児童発達支援センター・すてっぷ2 1 大和田複合施設建設 (建築) 工事)	31頁
議案第19号	財産の取得について (消防ポンプ自動車 (CD-I型))	33頁

議案第 1 号

八千代市子ども支援センターすてっぷ 2 1 の設置及び管理に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

八千代市子ども支援センターすてっぷ 2 1 の設置及び管理に関する条例の一
部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 8 月 2 8 日提出

八千代市長 服 部 友 則

八千代市子ども支援センターすてっぷ 2 1 の設置及び管理に関する条例
の一部を改正する条例

八千代市子ども支援センターすてっぷ 2 1 の設置及び管理に関する条例（平
成 6 年八千代市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表八千代市子ども支援センターすてっぷ 2 1 大和田の項中「八千代
市萱田 2, 2 7 7 番地」を「八千代市大和田新田 4 7 7 番地 1 0 6」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 1 月 1 5 日から施行する。

提案理由

子ども支援センターすてっぷ 2 1 大和田の移転に伴い、条例を改正いたした
い。



議案第 2 号

八千代市学童保育条例の一部を改正する条例の制定について
八千代市学童保育条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 8 月 2 8 日提出

八千代市長 服 部 友 則

八千代市学童保育条例の一部を改正する条例

八千代市学童保育条例（昭和 5 1 年八千代市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「保護者が本市に住所を有する」を「本市に住所を有し、かつ、市内の」に改め、同条各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

第 3 条第 1 号中「外勤」を「就労」に改め、同条第 3 号を削る。

第 4 条の見出しを「（入所の許可等）」に改め、同条第 1 項中「入所又は退所させようとするとき」を「入所させようとする保護者」に改め、同条第 2 項中「児童が」を「市長は、」に、「市長は」を「入所の許可を取り消し、又は」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 児童が前条各号のいずれにも該当しなくなったとき。
- (2) 児童が感染症又は悪性の疾患を有しているとき。
- (3) 児童の心身が虚弱で保育に堪えないと認められるとき。
- (4) その他学童保育所の管理運営上支障があるとき。

第 5 条第 1 項を次のように改める。

保育料の月額は、児童 1 人につき、8, 0 0 0 円（8 月にあっては、1 1, 0 0 0 円）とする。

第 5 条第 2 項中「前項」を「前 2 項」に、「同項の」を「当該各項に規定する」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、同一世帯から同時に 2 人以上の児童が入所している場合の 2 人目以降の児童の保育料の額は、同項に規定する額に 2 分の 1

を乗じて得た額とする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

学童保育所の保育料を改定する等のため、条例を改正いたしたい。

議案第3号

八千代市児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

八千代市児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年8月28日提出

八千代市長 服部友則

八千代市児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

八千代市児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例（平成7年八千代市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第6条の2の2第6項」を「第6条の2の2第5項」に改める。

第3条の表中「八千代市米本1，514番地の1」を「八千代市大和田新田477番地106」に改める。

第4条第1号を次のように改める。

(1) 法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援に関すること。

第4条中第2号を削り，第3号を第2号とし，第4号から第7号までを1号ずつ繰り上げる。

第5条を次のように改める。

（相談室の設置）

第5条 前条第3号の業務を行うため，支援センターに，ことばと発達の相談室（きこえ，ことば，発達等に問題がある幼児への専門的な訓練，指導等の援助を行うための施設をいう。以下同じ。）を置く。

第6条中「前条第1号及び第2号に掲げる施設」を「支援センター（ことばと発達の相談室を除く。）」に改める。

第11条中「次の各号に掲げる区分に応じ，当該各号に定める額の使用料を」を「法第21条の5の3第2項第1号の内閣総理大臣が定める基準により算

定した費用の額を使用料として」に改め、同条各号を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第3条の表の改正規定は、令和6年1月15日から施行する。

提案理由

児童発達支援センターの移転及び児童福祉法の一部改正に伴い、条例を改正いたしたい。

議案第4号

八千代市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

八千代市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年8月28日提出

八千代市長 服部友則

八千代市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例

八千代市墓地等の経営の許可等に関する条例（平成12年八千代市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「第11条」の次に「及び第12条」を加え、同条第3項中「第12条」を「第13条」に、「第13条」を「第14条」に改め、同条第5項中「第11条」の次に「及び第12条」を加え、同条第6項中「第12条」を「第13条」に、「第13条」を「第14条」に改める。

第18条を第19条とし、第12条から第17条までを1条ずつ繰り下げる。

第11条第1項に次の1号を加える。

(4) 納骨堂の利用者が利用しやすい位置に、収蔵可能数に0.02を乗じて得た数（その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り上げた数）以上の駐車台数を有する駐車場を設けること。ただし、土地の形状その他の事由によりやむを得ないと市長が認めるときは、この限りでない。

第11条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。

（納骨堂の環境基準）

第11条 納骨堂は、次に掲げる基準に適合しなければならない。

(1) 住宅等から納骨堂までの距離は、50メートル以上であること。ただし、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。

(2) 前号に定めるもののほか、納骨堂を設置する場所は、公衆衛生上支障が

ない土地であること。

- 2 前項の規定にかかわらず、納骨堂の設置後において、当該納骨堂の経営者以外の者が、同項第1号に規定する距離内に住宅等を設置した場合において、公衆衛生上支障がないと市長が認めるときは、同号の規定を適用しない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の八千代市墓地等の経営の許可等に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われた納骨堂の経営又は変更（以下「納骨堂の経営等」という。）の許可の申請について適用し、施行日前に行われた納骨堂の経営等の許可の申請については、なお従前の例による。
- 3 施行日以後に納骨堂の経営等の許可の申請が行われた場合であって、施行日前に当該納骨堂の経営等に係る八千代市墓地等の経営の許可等に関する条例第5条第1項の規定による協議の申出がなされているときは、当該納骨堂の経営等の許可の申請については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

提案理由

納骨堂に係る環境基準の新設等に伴い、条例を改正いたしたい。

議案第5号

八千代市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

八千代市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年8月28日提出

八千代市長 服部友則

八千代市火災予防条例の一部を改正する条例

八千代市火災予防条例（昭和48年八千代市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第3号の2中「キュービクル式のものにあつては、」を削る。

第11条の2第1項第4号中「雨水等」を「その筐体は雨水等」に改める。

第13条第1項を次のように改める。

蓄電池設備（蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであつて蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）第2に定めるものを除く。以下同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。

第13条第3項を次のように改める。

- 3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第13条第4項中「第2項並びに本条第1項」を「第11条の2第1項第4号」に改める。

第44条第13号中「蓄電池設備」の次に「（蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。）」を加える。

別表第3 厨房設備の項を次のように改める。

厨房設備	気体燃料	不燃以外	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ、リドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ	14 kW 以下	100	15 注	15	15 注	注：機器本体上方又は側後方を離す。
				据置型レンジ	21 kW 以下	100	15 注	15	15 注	
		不燃	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ、リドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ	14 kW 以下	80	0	—	0	
				据置型レンジ	21 kW 以下	80	0	—	0	
	固体燃料	不燃以外	木炭をともすの炭火焼き器	—	100	50	50	50		
			木炭をともすの炭火焼き器	—	80	30	—	30		
	上に類するもの	記分されないもの	使用温度が 800℃ 以上のもの	—	250	200	300	200		
			使用温度が 300℃ 以上 800℃ 未満のもの	—	150	100	200	100		
			使用温度が 300℃ 未満のもの	—	100	50	100	50		

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

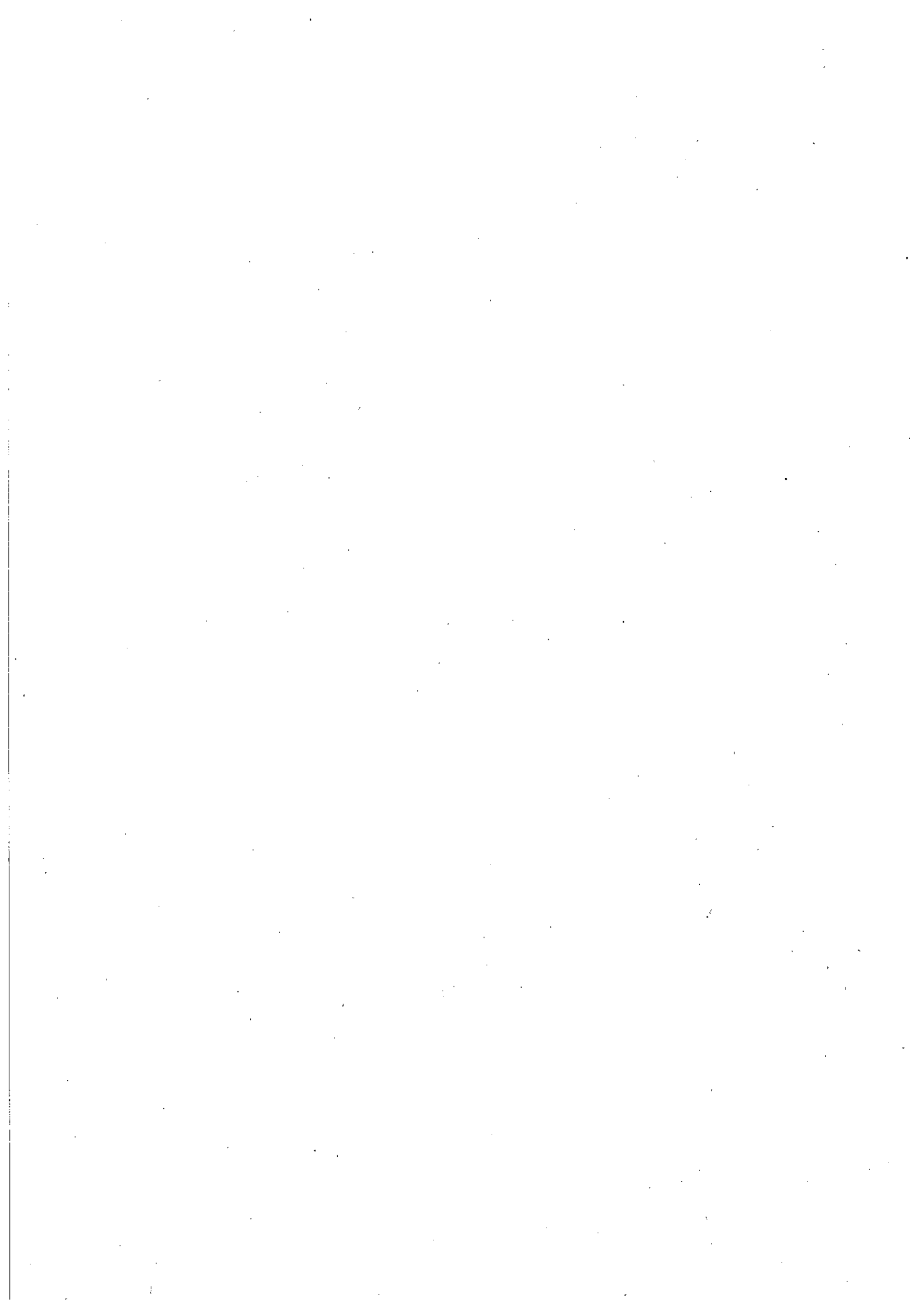
(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及びこの条例による改正後の八千代市火災予防条例（以下「新条例」という。）第13条第1項に規定する蓄電池設備（附則第4項に掲げるものを除く。）（以下この項において「燃料電池発電設備等」という。）又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、新条例第11条第1項第3号の2（新条例第8条の3第1項及び第3項、第11条第3項、第12条第2項及び第3項並びに第13条第2項及び第4項において準用する場合を含む。）の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備（次項に掲げるものを除く。）のうち、新条例第13条第1項の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

提案理由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正等に伴い、条例を改正したい。



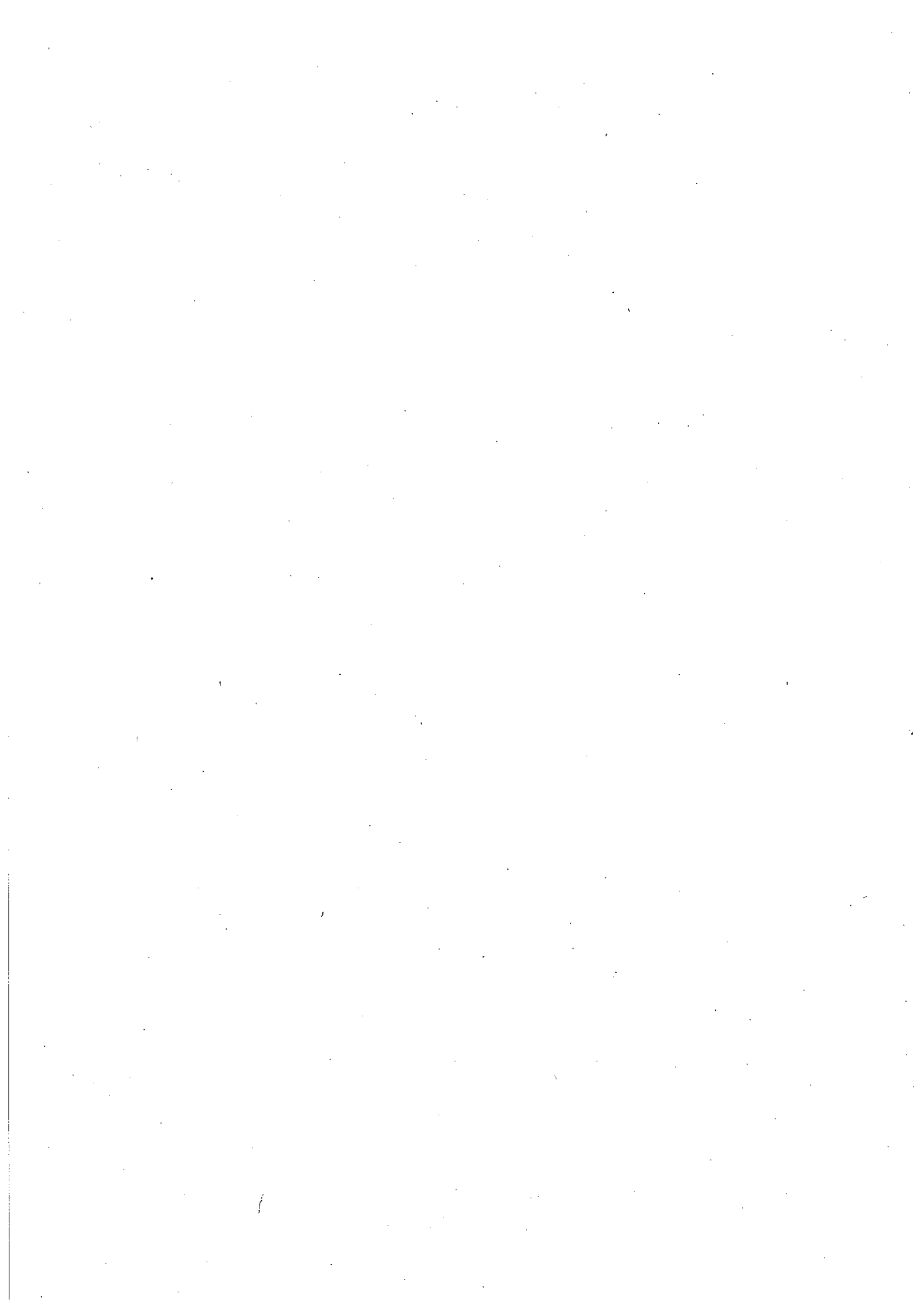
議案第6号

決算認定について

令和4年度八千代市一般会計及び特別会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和5年8月28日提出

八千代市長 服部友則



議案第7号

八千代市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

令和4年度八千代市水道事業会計未処分利益剰余金1,266,848,148円のうち757,377,367円を資本金へ組み入れ、509,470,781円を減債積立金に積み立てる。

令和4年度八千代市水道事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和5年8月28日提出

八千代市長 服部友則



議案第8号

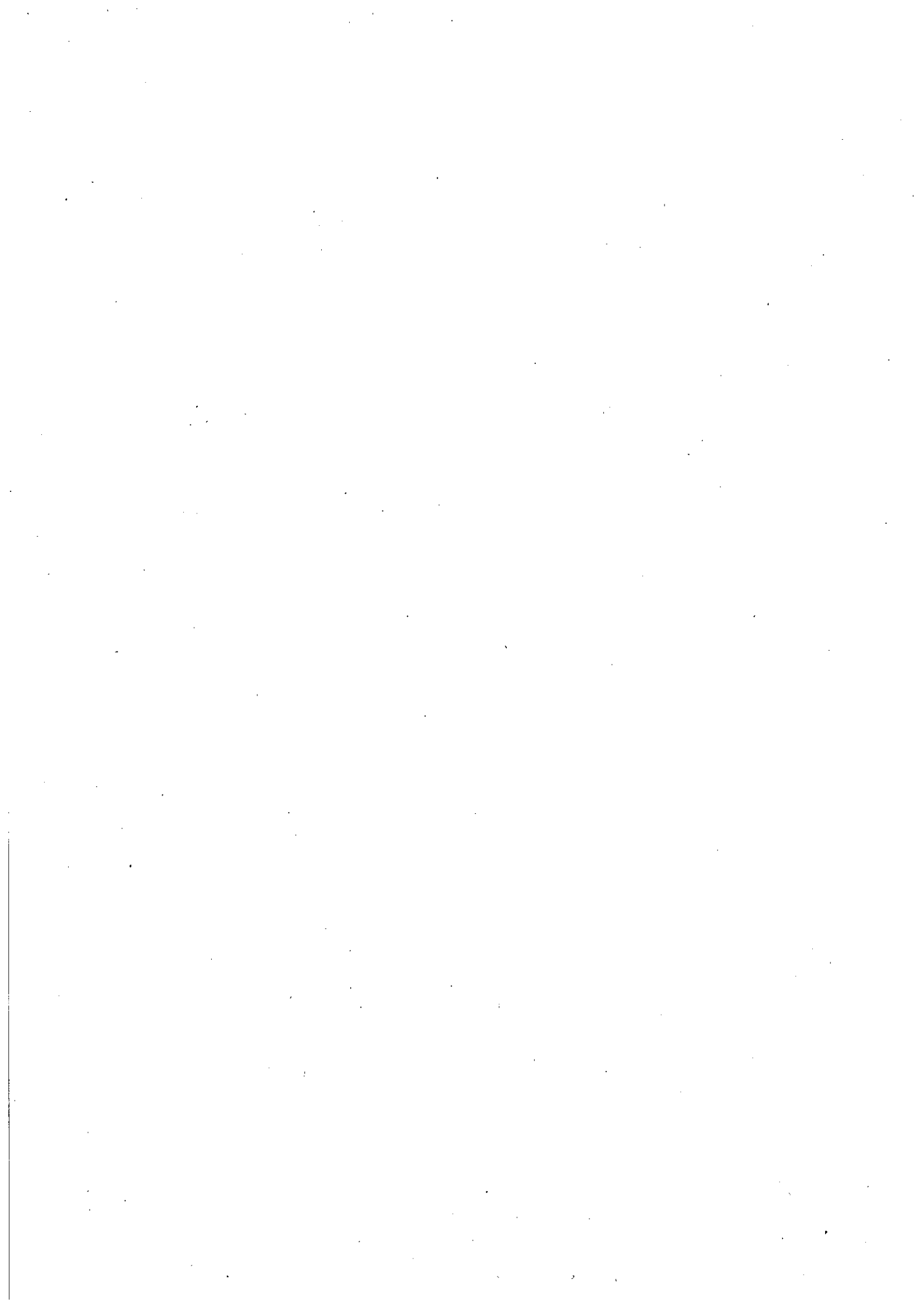
八千代市公共下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

令和4年度八千代市公共下水道事業会計未処分利益剰余金250,020,191円のうち156,431,561円を資本金へ組み入れ,93,588,630円を減債積立金に積み立てる。

令和4年度八千代市公共下水道事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見を付けて,議会の認定に付する。

令和5年8月28日提出

八千代市長 服部友則

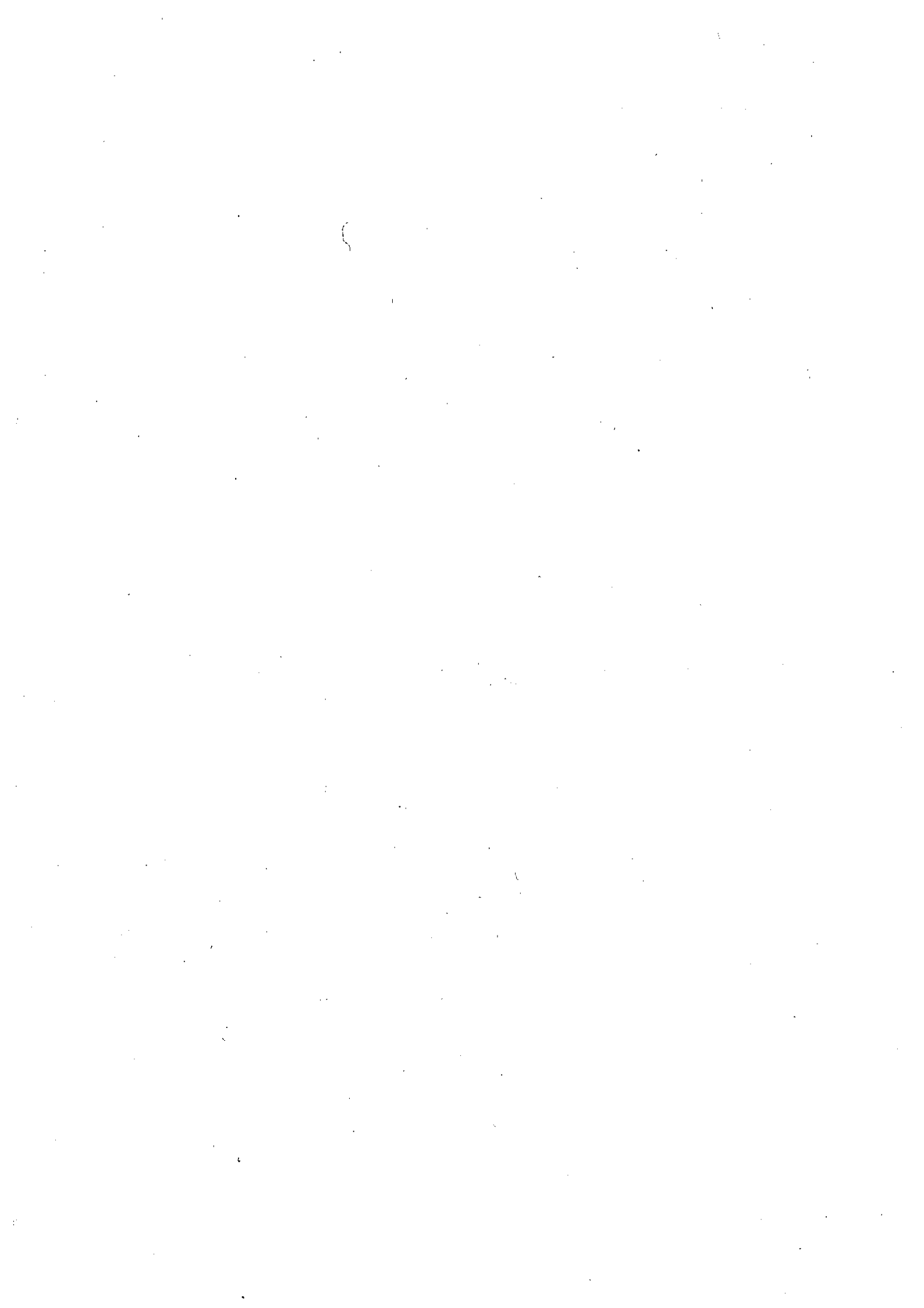


議案第 9 号 令和 5 年度八千代市一般会計補正予算 (第 6 号)

議案第 10 号 令和 5 年度八千代市一般会計補正予算 (第 7 号)

議案第 11 号 令和 5 年度八千代市介護保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)

議案第 12 号 令和 5 年度八千代市墓地事業特別会計補正予算 (第 1 号)



議案第13号

専決処分の承認を求めることについて

令和5年度八千代市水道事業会計補正予算（第1号）について特に緊急を要するものと認め、別冊のとおり専決処分したので承認を求める。

令和5年8月28日提出

八千代市長 服部友則

議案第14号

専決処分の承認を求めることについて

令和5年度八千代市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について特に緊急を要するものと認め、別冊のとおり専決処分したので承認を求める。

令和5年8月28日提出

八千代市長 服部友則



議案第15号

契約の締結について

市は、次の契約を締結する。

令和5年8月28日提出

八千代市長 服部友則

記

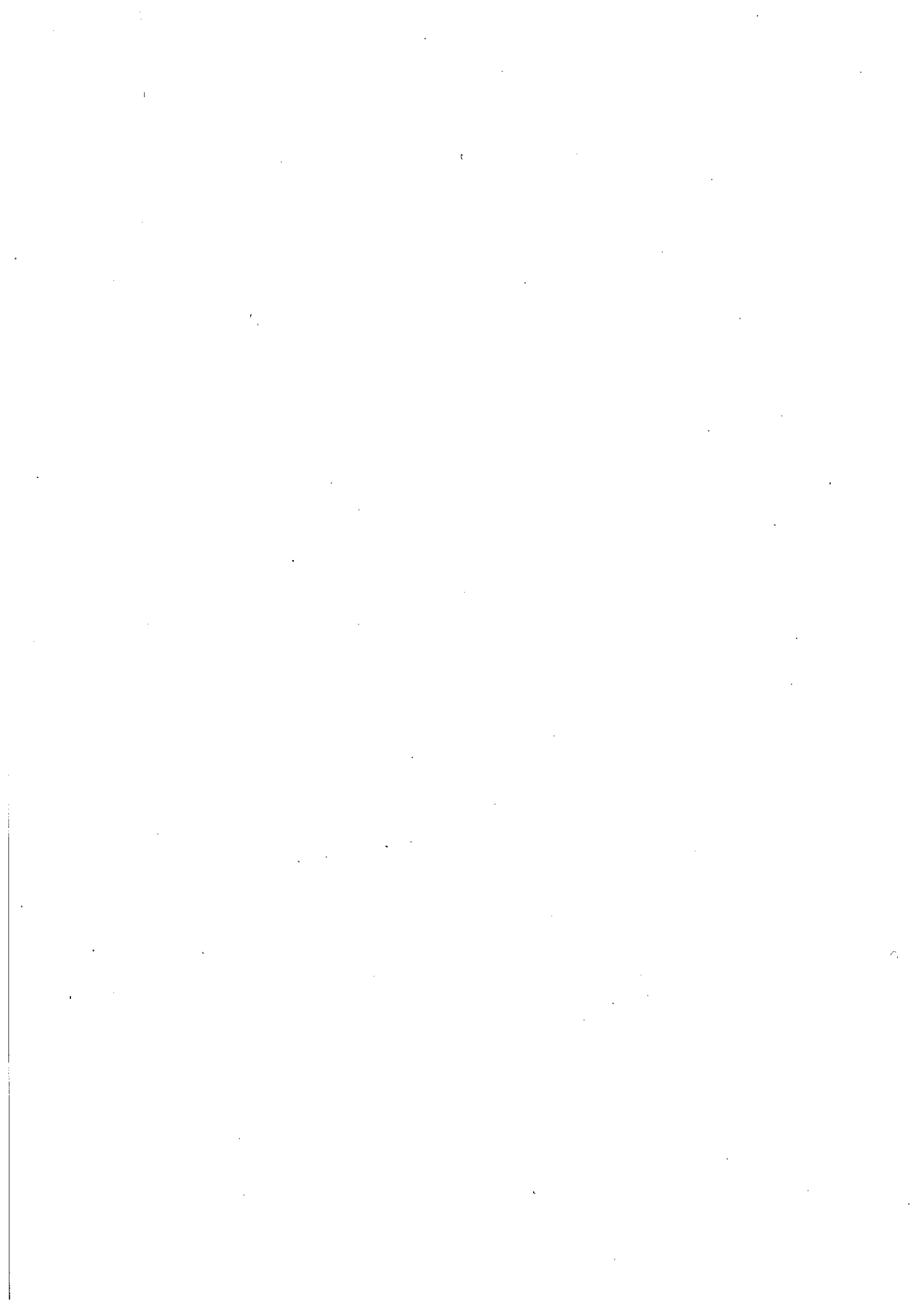
- | | |
|----------|--------------------------------|
| 1 契約事項 | 八千代市中央図書館自動出納書庫整備工事 |
| 2 契約方法 | 一般競争入札 |
| 3 契約金額 | 199,100,000円 |
| 4 契約の相手方 | 東京都千代田区神田駿河台三丁目2番地 新御茶ノ水アーバンビル |

日本ファイリング株式会社

代表取締役社長 田嶋 譲太郎

提案理由

八千代市中央図書館自動出納書庫整備工事について、日本ファイリング株式会社と契約を締結いたしたい。



議案第16号

契約の締結について

市は、次の契約を締結する。

令和5年8月28日提出

八千代市長 服部友則

記

- 1 契約事項 (仮称) 八千代市児童発達支援センター・すてっぷ21大和田複合施設建設(電気設備)工事
- 2 契約方法 一般競争入札
- 3 契約金額 変更前 130,130,000円
変更後 157,314,300円
- 4 契約の相手方 八千代市高津491番地3
有限会社江野沢電気
代表取締役 江野澤 年 男

提案理由

令和4年6月24日に有限会社江野沢電気と契約締結した(仮称)八千代市児童発達支援センター・すてっぷ21大和田複合施設建設(電気設備)工事について、工事の施工に伴う設計変更及びインプレスライド条項に基づき、契約金額の変更契約を締結いたしたい。



議案第17号

議決事件の一部変更について

令和元年8月27日に議決された議案第20号契約の締結について（八千代市立小中学校普通・特別教室等空調設備整備PFI事業）中，次のとおり契約金額を変更する。

令和5年8月28日提出

八千代市長 服部友則

記

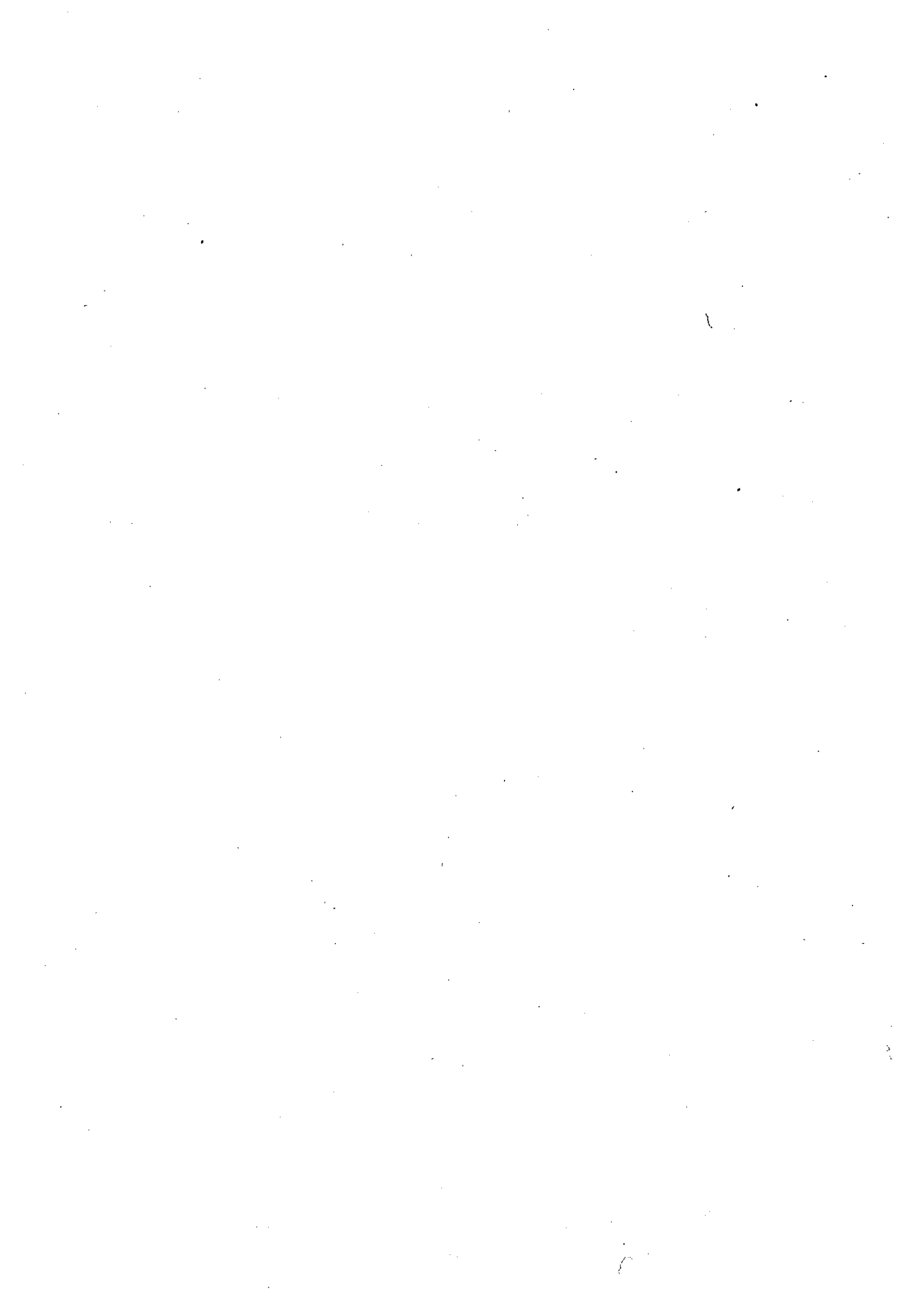
契約金額

変更前 2,370,910,929円

変更後 2,373,795,129円

提案理由

八千代市立小中学校普通・特別教室等空調設備整備PFI事業に係る契約金額の変更契約を締結いたしたい。



議案第18号

議決事件の一部変更について

令和4年6月24日に議決された議案第13号契約の締結について（（仮称）八千代市児童発達支援センター・すてっぷ21大和田複合施設建設（建築）工事）中、次のとおり契約金額を変更する。

令和5年8月28日提出

八千代市長 服部友則

記

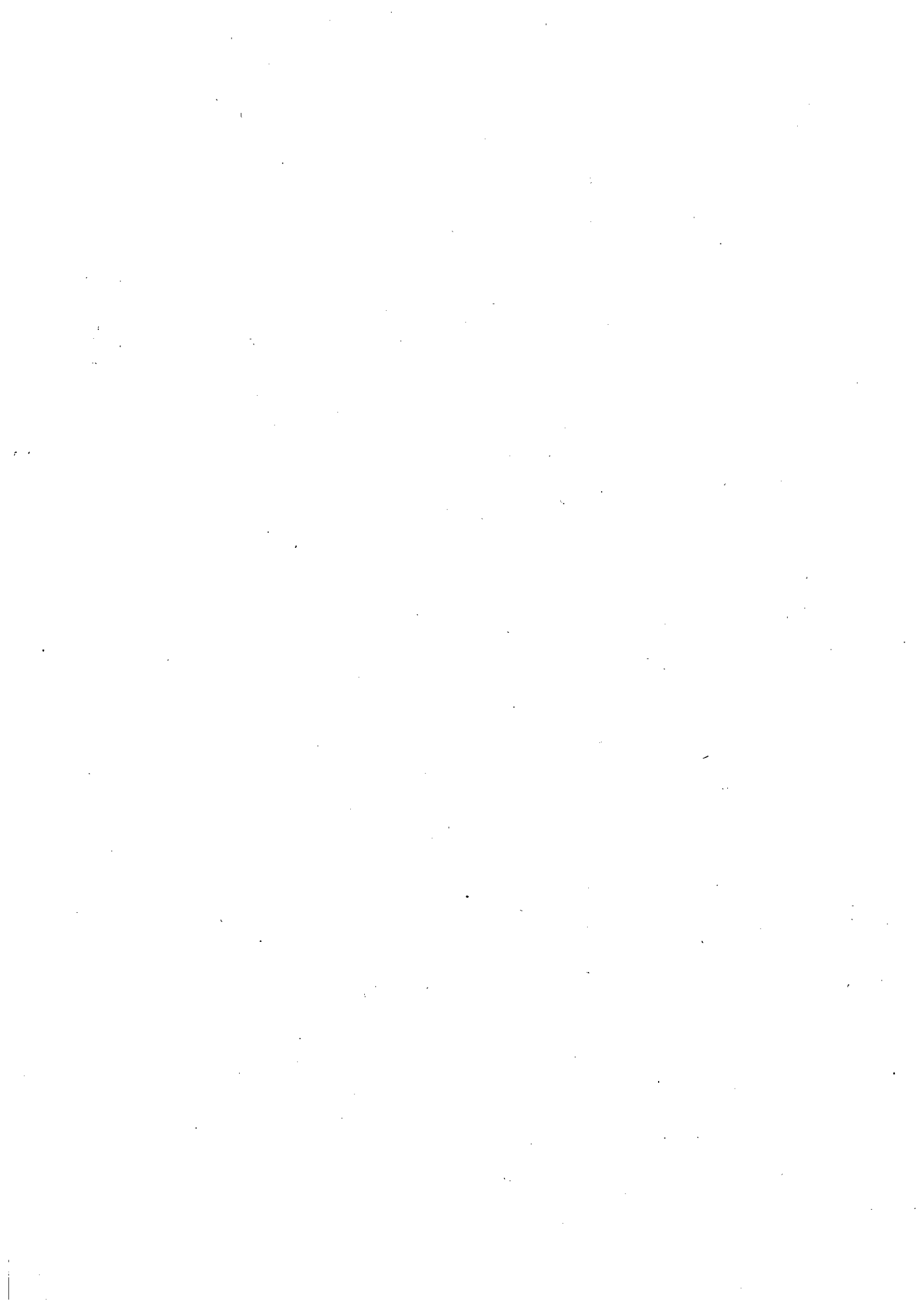
契約金額

変更前 965,506,300円

変更後 969,301,300円

提案理由

工事の施工に伴う設計変更に基づき、（仮称）八千代市児童発達支援センター・すてっぷ21大和田複合施設建設（建築）工事に係る契約金額の変更契約を締結いたしたい。



議案第19号

財産の取得について

市は、次の財産を取得する。

令和5年8月28日提出

八千代市長 服部友則

記

- | | | |
|---|--------|-------------------------------------------------------------|
| 1 | 財産の種類 | 消防ポンプ自動車（CD-I型） |
| 2 | 取得方法 | 一般競争入札 |
| 3 | 取得金額 | 23,100,000円 |
| 4 | 取得の相手方 | 東京都港区芝五丁目36番7号 三田ベルジュビル1
9階
株式会社モリタ 東京支店
支店長 山北 忠司 |

提案理由

消防ポンプ自動車（CD-I型）を、株式会社モリタ東京支店から取得したい。

